

地域情報プラットフォーム

福岡県 北九州市

人口：981,539人

面積：487.71km²

担当部署：情報政策室

概要

本市では現在、業務及び業務システム間の連携に主眼を置きながら、組織体制・業務手順の見直しを含めて、全体最適の視点から、行政組織及びその情報システムの“あるべき姿”を目指しており、平成18年5月に「業務の効率化と情報システムの再編基本計画書」（以下「基本計画」という。）を策定したところである。

具体的には、区役所窓口のワンストップサービス化と発生源入力の徹底による内部事務の効率化を主なテーマとし、その改革を支援するため、情報システムを全面的に再編する。

情報システム再編の面では、これまで増設・改修を繰り返すことで複雑化している現行のホストコンピュータを核とした情報システムを、ホストコンピュータの契約が終了する平成22年6月にあわせて廃止し、オープン系の情報システムへ再構築する計画である。

さらに全体最適の視点から、すでにオープン系の技術によって構築され、業務所管課により管理運用が行われている分散システムも対象として統合することで、さらなる効率化を目指している。

また、情報システム再編にあたっては「地域情報プラットフォーム」の取組を重視しており、新システムに可能な限りその仕様を組み込むことで、将来の自治体-自治体間、民間-自治体間の連携に対する柔軟性・拡張性を確保する方針である。

選定理由

（総務省コメント）

オープン系の情報システムへ再編し、市役所内に分散しているシステムを統合するほか、それにより、区役所の窓口のワンストップサービス化を図り、住民サービスの向上にもつなげていく点を評価し、選定した。

背景

平成17年に基本計画の検討を行っていた当時、総務省を中心に民間企業と地方自治体等を構成員とする全国地域情報化推進協議会（財団法人全国地域情報化推進協会の前身）が設立され、「地域情報プラットフォーム」の検討が開始された。

地域情報プラットフォームは、情報システムの基盤技術や統合データベース化等により、自治体内、他自治体及び民間企業が提供する様々なサービス間の動的な連携を目指すものであり、サービス連携やワンストップサービスを目標とする取組である。

この取組は、本市の基本計画の構想と同様の観点であり、本市の情報システムの再編にあたっては、財団法人全国地域情報化推進協会（以下「APPLIC」という。）で検討されている「地域情報プラットフォーム」の取組を重要視することにした。

具体的内容

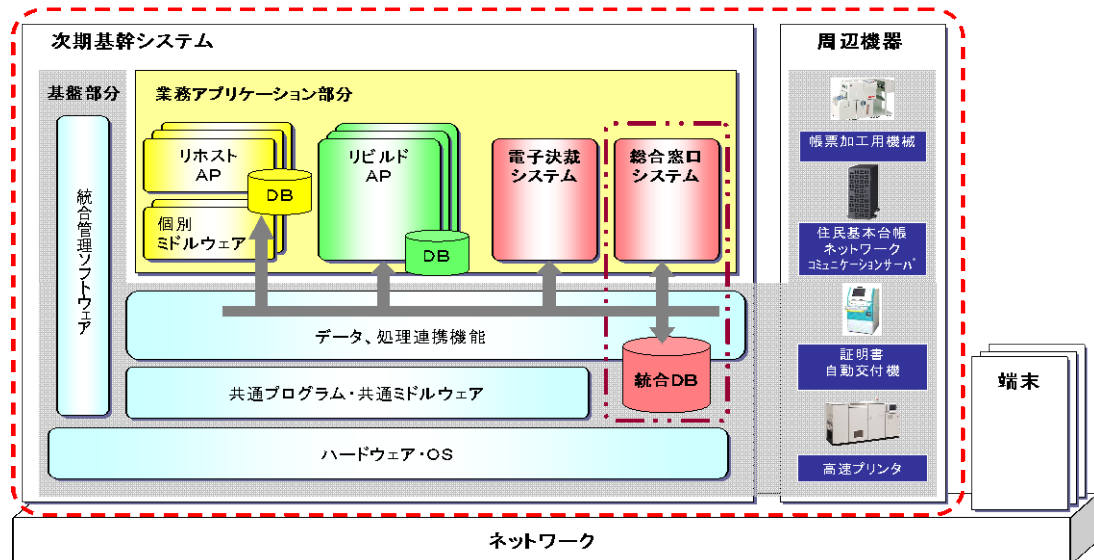
（1）次期基幹システムの構築

基本計画に基づいた情報システムの再構築にあたっては、ホストコンピュータの利点である集中管理による安定した運用性と、サーバの利点である柔軟な運用性を両立させるため、現在、ホストコンピュータで稼動している業務システム（住民記録、国民健康保険、税情報等）及び分散業務サーバで稼動している業務システム（戸籍等）を集約し（集約されたホストコンピュータ及び分散業務サーバは廃止）、共通のプラットフォーム上で多数の業務システムを一括して取り扱う大規模な「次期基幹システム」を構築する。

次期基幹システムはホスティングサービスの概念を導入し、ハードウェア及び共通ソフトウェアと業務アプリケーションの完全分離を実現するため、電算センタ部門が管理する次期基幹システムの「基盤部分」に「業務アプリケーション部分」を搭載する構成。

【参考：次期基幹システム】

本調達指針 対象部分



(2) 地域情報プラットフォーム対応の基本方針

前述のとおり、本市の次期基幹システムの構築にあたっては「地域情報プラットフォーム」の取組を重要視することとした。

ただし、本来であれば地域情報プラットフォームに完全準拠した次期基幹システムの構築が望ましいが、調達を開始した平成 19 年度当時は構築ベンダ側の地域情報プラットフォーム対応が途上段階であり、次期基幹システムの調達範囲が狭まること、構築予算及び構築期間に制限（平成 21 年度中に構築完了予定）があること、本市は政令市であり政令市特有の業務が存在することから、基本方針として、地域情報プラットフォームをあるべき姿として、地域情報プラットフォームの方向性を見据えながら、可能な限り次期基幹システムに反映させることとした。

現在進めている次期基幹システムの設計においても、地域情報プラットフォーム標準仕様への準拠性確認を行うなど、積極的に標準仕様を取り入れるようにしている。

(3) 情報システムの再編に要する経費

約 50 億円

(4) 次期基幹システムの契約内容及び選定方法

システム分類	契約内容	選定方法
次期システム基盤	構築及び運用(10年契約)	総合評価方式一般競争入札
業務 AP(総合窓口・電子決裁)	構築及び運用(10年契約)	総合評価方式一般競争入札
業務 AP(リビルド)	構築のみ	総合評価方式一般競争入札、 一般競争入札
業務 AP(リHOST)	構築のみ	特命随意契約

※リビルド…既存の業務アプリケーションを廃止し、抜本的に再構築する業務システム

※リHOST…既存の業務アプリケーションを残し、次期システム基盤に移植する業務システム

※業務 AP(リビルド・リHOST)の運用は別途契約をする。

取組中の課題・問題点

本市の場合、まずは第 1 ステップとして、自治体内の業務サービス連携及びワンストップサービス連携を実現させることを目標として、地域情報プラットフォーム標準仕様可能な限り対応させているが、本市の業務や機能に合わせるために、地域情報プラットフォームとのギャップが存在していることは確かである。

将来的には、電子申請・届出等のフロント系システムと住民記録、税情報等のバック系システムとの連携、自治体間連携、自治体-民間間連携を実現させることも視野に入れているため、標準仕様とのギャップ部分を事前に抽出しておき、改修による影響度を予め把握しておく必要がある。

工夫点

本市の次期基幹システムは地域情報プラットフォームの構成とほぼ同様のものであるが、特に業務アプリケーション部分については、本市で実際に業務を行う上で必要とする機能があること、政令指定都市特有の業務を行うことから地域情報プラットフォームの標準仕様に完全準拠させることは現時点では困難である。

また、地域情報プラットフォームは標準仕様としてはほぼ完成されたものであるが、標準仕様に準拠したシステムの開発はこれからの段階であるため、現時点において、自治体が地域情報プラットフォームの導入を検討する場合、具体的にどのように標準仕様の準拠確認を行えば良いか、標準仕様と自治体独自仕様の乖離が生じる場合どのように対処すれば良いかなど、詳細な対応方法までは示されていない。

したがって本市の場合、特に業務アプリケーションの準拠確認においては、下図に示すように、本市の業務アプリケーション仕様と地域情報プラットフォーム標準仕様との対比をカテゴリーに分けて予め対処方法を決めておき、カテゴリーごとにフィット&ギャップを行い対応するように工夫している。

【参考：業務アプリケーション部分における北九州市の対応】

APPLIC仕様	本市の仕様	準拠確認後の対応
標準仕様要件	標準仕様準拠の要件	対応不要
	準拠するために標準仕様の変更が必要な要件	APPLIC事務局に対して「変更要件」としてCRを送付。CR検討結果に応じて設計の見直しを行う。
	準拠するために本市の仕様変更が必要な要件	本市の仕様の見直し
	本市には存在しない要件	機能は対応不要。データ一覧、インターフェース一覧、項目セット辞書、コード辞書は準拠が必要。
	明らかに標準仕様の不足と思われる要件	APPLIC事務局に対して「追加要件」としてCRを送付。
	市独自のカスタマイズなど標準仕様の追加が不要な要件	対応不要

※CR…Change Request の略。地域情報プラットフォーム標準仕様に対する改訂依頼を申請すること。

効果

【定量的効果】

※「北九州市 I T 推進計画」(平成 18 年 7 月)で掲げた効果目標

- ・ 業務・組織を抜本的に見直し、市職員を 663 人削減することで、人件費約 60 億円の削減を目指す。
- ・ 情報システム再編により、現行のシステム運用経費の 2~3 割の削減を目指す。

【地域情報プラットフォーム対応による効果】

- ・ 業務アプリケーション間の連携が容易になり、連携に関わる開発、運用コストを削減。
- ・ 総合窓口などワンストップサービスを実現させる場合、処理プロセスの連携の組み合わせのみで、市民サービスの拡張に柔軟に対応。
- ・ 業務アプリケーションユニットの標準化により、法改正や保守のコストを削減することができ、業務アプリケーションユニットをカセットブルに入れ替えが可能。
- ・ 将来の自治体間連携、自治体-民間間連携に柔軟に対応。

住民（職員）の反応・評価

地域情報プラットフォームへの取組についてのみの意見ではないが、平成 18 年に「北九州市 I T 推進計画」を策定した際に、素案に対する市民意見の募集を行ったので掲載する。

(1) 区役所窓口のワンストップサービスについて

- ・ 窓口サービスのワンストップ化は、窓口に行った際の時間短縮に繋がる。
- ・ 一つの窓口で複数の業務を扱えるということは、一つの窓口で市民が集中するということであり、現状の窓口の構造では多くの市民を流動させることは不可能ではないか。

(2) 電子申請・届出について

- ・ 住民票などの郵便配送の申込みを電子申請でできるようにしてもらいたい。その際、住民基本台帳カードを用いて本人確認や住民票発送の代金決済ができると便利である。
- ・ 引越しの際に、市のホームページ上から各種手続きができるようにしてほしい。

(3) コスト削減について

- ・ コスト削減等のため地場企業の利用を拡大するべきである。
- ・ I T 化による事務作業の合理化や迅速化を人員削減に直結させることが良い方策であるとは一概には言えない。
- ・ 市役所業務の全てが I T 化によって合理化できるとは思えない。

(4) 情報セキュリティについて

- ・ 今後、電子申請で住民票や戸籍証明の交付申請が実現すると、個人情報の乱用に繋がる恐れがあるため、証明の受け渡しの際の個人認証などのセキュリティを確保してほしい。

フォローアップ

取組に対するフォローアップの実施方法については、現在検討中である。

今後の課題

地域情報プラットフォームの完成度を高めるためには今後、以下のような課題があると考えられる。

- ・ 現行の業務アプリケーションユニット（26 業務ユニット）で十分であるかの検証
- ・ 共通系業務ユニットの更なる洗い出し
- ・ ワンストップサービス導入時の業務アプリケーションユニットのインターフェースの見直し
- ・ 地域情報プラットフォームへの準拠確認及び相互接続確認の促進と標準仕様へのフィードバック
- ・ 地域情報プラットフォームの普及の促進（自治体の適用事例を増やす、対応製品を増やすなど）

今後取り組む自治体に向けた助言

地域情報プラットフォームはこれまでは標準仕様を策定する段階で、これから地域情報プラットフォームを普及させる段階に入るため、現時点では、ほぼ完成されてはいるが「今後の課題」で述べたように完成度が高い標準仕様までには至っていないと考える。しかし、世の中の様々なサービスも同様であるが、

①ある一定数のユーザ利用まで普及すれば地域情報プラットフォームの市場が拡大する
②市場が拡大することで地域情報プラットフォーム標準製品の量・質ともに向上する
③地方自治体の調達コストが下がり地域情報プラットフォームの市場が更に拡大するという連鎖により、地域情報プラットフォーム標準仕様の完成度も高まってくるものと思われる。各自治体の皆様には、地域情報プラットフォームの主旨・目的・効果等を十分に理解していただき、是非、地域情報プラットフォームの導入をご検討いただければ、自治体、民間企業、利用者に利益をもたらすと考える。

アドレス

本市の地域情報プラットフォームへの取組を含めて、平成 18 年度から平成 22 年度末までの 5 年の期間で本市が取り組む『北九州市 I T 推進計画』を掲示。

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15119